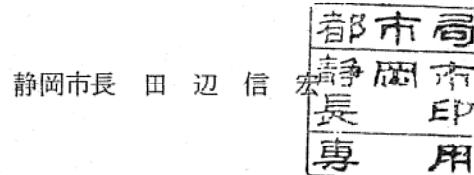


静岡市告示第 642 号

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第7条の3第1項第2号及び第6項の規定により、特定工程及び特定工程後の工程を定めたので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第4条の11の規定により告示する。

平成28年8月26日



1 中間検査を行う区域

静岡市の全域

2 中間検査を行う建築物の用途又は規模

一の建築物における新築、増築又は改築に係る部分が次に掲げるもの

(1) 階数が3以上のもの

(2) 一戸建ての住宅、長屋、共同住宅、寄宿舎及び下宿又はこれらとその他の用途を併用するもの（増築又は改築に係る床面積の合計が60平方メートル以下のものを除く。）。

3 中間検査を行う建築物の構造並びに特定工程及び特定工程後の工程

次の各号の区分に応じ、当該各号に定めるもの

(1) 基礎工事に関する建築物の構造並びに特定工程及び特定工程後の工程 2(1)に掲げる建築物及び法第7条の3第1項第1号に掲げる工程を含む建築物の全ての構造を建築物の構造とし、基礎に鉄筋を配置する工事を特定工程とし、基礎に配置した鉄筋をコンクリートその他これに類するもので覆う工事を特定工程後の工程とする。

(2) 基礎工事以外の工事に関する建築物の構造並びに特定工程及び特定工程後の工程 次の表のとおりとする。

中間検査を行う建築物の構造	主要な構造が木造	主要な構造が鉄骨造	主要な構造が鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造	主要な構造がプレキャスト鉄筋コンクリート造	その他の構造
特定工程	屋根の小屋組	鉄骨造の部分	2階の床（地上）	2階の床版（地盤工事）	

	工事及び構造において、初め階の階数が 1 上階の階数が 耐力上主要な軸組の工事	施工する階の場合は、屋根 1 の場合は、屋根の建方工事（一床版）及びこれ根床版）の取付戸建ての住宅を支持するは工事にあっては、屋りに鉄筋を配根の小屋組工置する工事事及び構造耐力上主要な軸組の工事）		
特定工程後の工程	構造耐力上主要な軸組を覆う部分の鉄骨を覆う耐火の場合は、屋根ふき工事を除く。) 2階の床(地上 2階の床版(地外装工事又は内装工事及骨を覆う外装工事(屋被覆を設ける床版)及びこれ根床版)と壁の接合する部分を覆う(屋根ふき工事を除く。)及び外装工事りに配置したる部分を覆う(屋根ふき工事を除く。)リートその他これに類するもので覆う工事	2階の階数が 1 上階の階数が内装工事	2階の床版(地外装工事又は内装工事及骨を覆う耐火の場合は、屋根ふき工事を除く。) 2階の床(地上 2階の床版(地外装工事又は内装工事及骨を覆う外装工事(屋被覆を設ける床版)及びこれ根床版)と壁の接合する部分を覆う(屋根ふき工事を除く。)及び外装工事りに配置したる部分を覆う(屋根ふき工事を除く。)リートその他これに類するもので覆う工事	

(注)

1 主要な構造とは、1の構造の場合はその構造とし、2以上の構造を併用している場合はそれぞれの構造で区画された部分の床面積の合計が最大のものをいう。ただし、その最大のものが2以上となる場合は、初めて特定工程に係る工事を終えた部分の構造を主要な構造とみなす。

2 主要な構造が上記の表のいずれにも該当しない場合は、同条中類似する構造の欄の規定を適用する。

#### 4 中間検査を行わない建築物

次に掲げる建築物については、この告示の規定は適用しない。

(1) 法第18条又は法第85条の適用を受ける建築物

(2) 住宅の品質確保の促進に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項に規定する  
住宅性能評価書（同法第6条第3項の規定による建設住宅性能評価書に限る。）の交付を  
受ける建築物

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成28年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の規定は、この告示の施行の日以後に法第6条第1項又は法第6条の2第1項  
の規定により確認の申請書を提出する建築物について適用するものとし、同日前に申請書  
が提出された建築物については、なお従前の例による。

(旧告示の廃止)

- 3 建築基準法第7条の3第1項第2号及び第6項の規定による特定工程及び特定工程後の  
工程を定めた告示（平成25年静岡市告示第538号）は、廃止する。